

広島市水道局建設工事安全協議会要綱

(平成28年4月1日制定・令和4年4月1日最終改訂)

(目的)

第1条 広島市水道局建設工事安全協議会(以下「協議会」という。)は、広島市水道局発注の建設工事の施工に伴い、労働災害及び第三者災害を未然に防止するため、積極的に安全管理及び衛生管理を推進するとともに、併せて発注者、受注者及び関係諸官庁間等の連絡を密にすることにより工事の円滑な施工を図ることを目的とする。

(会務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 安全対策・交通対策・公害対策・防犯対策の連絡協議に関すること。
- (2) 安全衛生・交通・公害・防犯にかかる意識の高揚及び教育に関すること。
- (3) 安全衛生施設の改善に関すること。
- (4) 安全点検に関すること。
- (5) 災害事例の検討・研究に関すること。
- (6) 各種情報の提供に関すること。
- (7) その他協議会の目的を達成させるために必要な事項。

(構成等)

第3条 協議会は、技術部技術管理課長を会長とし、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 施工担当課長、施工担当係長及び監督員。
- (2) 水道局発注の建設工事のうち、当初請負金額が250万円以上(建築及び設備工事にあつては、当初請負金額が500万円以上かつ当初契約工期(着手日選択期間及び設備工事にあつては製作期間を除く)が90日以上)の工事の受注者。
- (3) 会員の期間は、工事開始日から工事完成日までとする。

(会議)

第4条 協議会は、原則として年2回開催するものとし、会長がこれを招集し、会員は、第1条の目的を達成するため、工事現場の相互安全点検を行い、第2条に掲げる事項について協議する。

(事務局)

第5条 技術部技術管理課を事務局とし、技術管理課長を事務局長とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営にあたり必要となる事項については、会長が定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。